

C h e e r

(2015年度第3号) 2015/05/20

[若手教職員向け高教組通信]

長崎高教組は
若い教職員の皆さんを
応援します

発行責任者：高教組書記長 馬場 隆

週休日(土日)の勤務

教諭などの教員は時間外・休日勤務は原則として禁止 →土日に勤務する場合は週休日の振り替えが必要

県内の高校では、高校総の県大会や定時制通信制の定通大会が間近に迫っています。いずれの大会も週休日(土日)におこなわれますので、各学校で週休日の振り替えが行われると思います。また、こうした競技会以外にも学校行事などを週休日におこなうことがありますので、今回は週休日の勤務について解説します。

勤務時間と週休日

勤務時間や休暇に関する県の条例は、勤務時間を割り振らない日として、土曜日と日曜日を「週休日」とすることを定めています。つまり、週休日は、そもそも勤務をすることになっていない日です。週休日以外に、祝日法による休日と年末年始(12月29日～1月3日)も勤務しなくてよいとなっています。ですから、週休日や休日に勤務した場合は、月給とは別に時間外・休日勤務手当が支払われるのが原則です。

教員(教育職)と時間外勤務

ところが、教諭・講師・養護教諭・実習教員などの教育職員(給料表が教育職給料表になっている人)は、給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)で労働基準法の第37条(時間外勤務等の割増賃金)の適用が除外され、給特条例で「原則として時間外勤務は命じない」とされているので、教員には時間外・休日勤務手当は支給されません。**給特条例で認められている時間外勤務は、以下の4つの業務(限定4項目)で、かつ臨時又は緊急にやむを得ない必要があるとき(従って、事前に予定されていた場合は該当しません)となっています。**

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合など

ですから、教員が週休日を始め勤務時間外に勤務することは「法的には」ほとんどないこと

になります。(これでは学校の実態とかけ離れていますから、高教組は給特法を改正することを求めています)

週休日の勤務のためには週休日の振替が必要

教員には時間外勤務を命じないという原則に反しない形で土日に引率業務や学校行事をおこなうためには、条例で土日に指定してある週休日を別の日に振り替えることが必要です。しかし、無制限に振り替えを認めることは問題がありますから、振り替えをできる場合は限定されています。県教委が2002年に出した通知では次の3つの場合としていました。

- ① 学習指導要領による学校行事
- ② 授業参観(※オープンスクールも含む)
- ③ 県高総体(それぞれの九州大会、全国大会を含む)に参加する生徒を校務として引率する場合、又は大会に役員として参加する場合

振り替え対象行事の拡大

上記の通知では、土日の生徒引率で週休日の振り替えができるのは、高総体に限定されていたので、高教組は現場の実態に合わせて、振り替え対象の行事を拡大することを求め、長年にわたって交渉した結果、2012年度から、生徒引率の特勤手当の対象となる大会等の引率や役員業務も振り替えの対象となりました。(対象の具体的な内容を知りたい場合は、高教組本部にご連絡ください) また、振り替えが可能な期間は、今年度から前4週・後16週となりました(従来は前4週・後8週)。

学校全体の振替休日に出張等が入る場合

別の日に振り替えることが可能

高校総の場合は学校全体で振替休日が設定されますが、その日も引率したり、別の出張が入る場合は、学校全体の振替休日ではなく、別の日(前4週・後16週の範囲で)に振り替えることができます。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。